



総行安第46号
令和7年7月31日

地方公務員災害補償基金事務局長 殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
(公印省略)

平成8年自治省告示第95号（地方公務員災害補償法第30条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部改正について（通知）

平成8年自治省告示第95号（地方公務員災害補償法第30条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部を改正する件（令和7年総務省告示第268号）について、本日別添告示のとおり改正され、令和7年8月1日より施行されますので、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係
電話：03-5253-5560（直通）